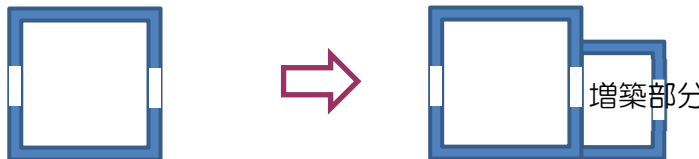

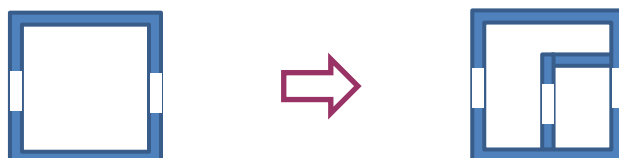

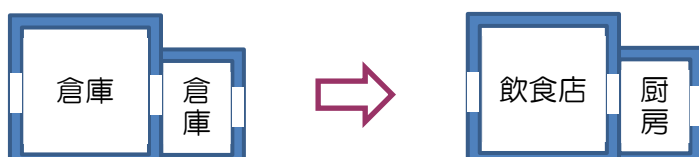



消防法・建築基準法の順守について

飲食・保育・介護・工場等の事業を開始又は変更する場合には、事業の許認可に係る関係法令はもちろんですが、消防法・建築基準法等の法令も順守する必要があります。特に既存の建築物を活用して次の行為を行う場合は、建築物の所有者にその旨を知らせると共に、事前に建築物に詳しい有資格者（一級建築士）等と相談し、法令への適合性について十分に確認した上で、事業開設等の申請・届出の手続きをお願いいたします。

消防法・建築基準法に関して不明な点がございましたら、対象建築物の図面を用意した上で、有資格者（一級建築士）等と一緒に各消防署予防課及び各区役所建築課へ相談してください。
 ※ご来庁の際は、事前にご連絡の上、来庁日時を予約していただきますようお願いいたします。

行為の区分	法令の適合性の確認（○：必要）	
	消防法	建築基準法
◆既存の建物に増築するとき 	○	○ ※原則、建築確認申請の手続きが必要となります。
◆既存の建物をリフォームするとき 例：内装工事等で、既存の窓を塞ぐ  例：間仕切壁を設けて、部屋を細かく仕切る 	○	○
◆既存の建物の用途を変えるとき 例1：事務所として使用していた建物で保育事業をはじめると  例2：倉庫として使用していた建物で飲食店をはじめると 	○	○ ※用途を変更する部分の床面積が200㎡を超える場合は、建築確認申請の手続きが必要となります。 ※例1・例2以外で、既存の建物の用途を変更する場合であっても、申請手続きが必要となる場合があります。
◆消防用設備等をつけるとき・改修するとき 	○	—

※ 区分欄に掲載の事項は、一例を示したものです。

※ 相談を円滑に進めるため、事前に有資格者（一級建築士）等による法令適合の確認をお願いします。

※ 厨房設備や火気使用設備を設けるときは、消防法令への適合性の確認をお願いします。

※ 相談内容によっては、建築物に詳しい建築士や施工業者への聴き取りや、建築物に関する詳細図面（確認済証や確認通知書に付いている図面や竣工図）が必要となる場合があります。

【関係機関 お問い合わせ先】

○建築基準法関係(対象建築物の所在地を管轄する区役所へ)

中区役所建設部建築課	中区国泰寺町一丁目4番21号	082-504-2579
東区役所建設部建築課	東区東蟹屋町9番38号	082-568-7745
南区役所建設部建築課	南区皆実町一丁目5番44号	082-250-8960
西区役所建設部建築課	西区福島町二丁目2番1号	082-532-0950
安佐南区役所農林建設部建築課	安佐南区古市一丁目33番14号	082-831-4952
安佐北区役所農林建設部建築課	安佐北区可部四丁目13番13号	082-819-3938
安芸区役所農林建設部建築課	安芸区船越南三丁目4番36号	082-821-4929
佐伯区役所農林建設部建築課	佐伯区海老園二丁目5番28号	082-943-9745
都市整備局指導部建築指導課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2288

○消防法関係(対象建築物の所在地を管轄する消防署へ)

中消防署予防課	中区大手町五丁目20番12号	082-546-3511
東消防署予防課	東区光町二丁目12番6号	082-263-8401
南消防署予防課	南区の場町二丁目5番14号	082-261-5181
西消防署予防課	西区都町43番10号	082-232-0381
安佐南消防署予防課	安佐南区緑井一丁目10番3号	082-877-4101
安佐北消防署予防課	安佐北区可部南四丁目26番13号	082-814-4795
安芸消防署予防課	安芸郡海田町堀川町3番12号	082-822-4349
佐伯消防署予防課	佐伯区五日市中央七丁目25番18号	082-921-2235

○老人福祉法(老人福祉施設)関係

健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2145
-----------------	----------------	--------------

○介護保険法(介護サービス事業所)関係

健康福祉局高齢福祉部介護保険課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2721
-----------------	----------------	--------------

○障害者総合支援法(障害福祉サービス事業所等)、児童福祉法(障害児通所支援事業所等)関係

健康福祉局障害福祉部障害自立支援課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2841
-------------------	----------------	--------------

○食品衛生法(飲食店営業施設、喫茶店営業施設)関係

健康福祉局保健部食品指導課	中区富士見町11番27号	082-241-7404
---------------	--------------	--------------

○旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法等(旅館、理容所、美容所、クリーニング所等)関係

健康福祉局保健部環境衛生課環境衛生係	中区富士見町11番27号	082-241-7408
--------------------	--------------	--------------

○医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等(病院、診療所、助産所、施術所等)関係

健康福祉局保健部環境衛生課医務係	中区富士見町11番27号	082-241-1585
------------------	--------------	--------------

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等(薬局、ドラッグストア等)関係

健康福祉局保健部環境衛生課薬務係	中区富士見町11番27号	082-241-1585
------------------	--------------	--------------

○児童福祉法(保育所)、子ども・子育て支援法(認定こども園)関係

こども未来局幼保給付課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2154
-------------	----------------	--------------

○児童福祉法(児童福祉施設(保育所、認定こども園、児童館、障害児入所施設以外))関係

こども未来局こども青少年支援部	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2161
-----------------	----------------	--------------

○高齢者の居住の安定確保に関する法律(サービス付き高齢者向け住宅)

都市整備局住宅部住宅政策課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2291
---------------	----------------	--------------

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業施設、店舗型風俗特殊営業施設、特定遊興飲食店営業施設)関係(対象建築物の所在地を管轄する警察署へ)

広島中央警察署生活安全課	中区基町9番48号	082-224-0110
広島東警察署生活安全課	東区二葉の里三丁目4番22号	082-506-0110
広島南警察署生活安全課	南区出汐二丁目4番65号	082-255-0110
広島西警察署生活安全課	西区商工センター四丁目1-3	082-279-0110
安佐南警察署生活安全課	安佐南区西原九丁目3-20	082-874-0110
安佐北警察署生活安全課	安佐北区可部四丁目14-13	082-812-0110
海田警察署生活安全課	安芸郡海田町つくも町1-45	082-820-0110
佐伯警察署生活安全課	佐伯区倉重一丁目26-1	082-922-0110

※対象建築物の所在地が広島市以外の方は、広島県又は関係町役場へ確認をお願いします。

<令和7年7月1日修正>